

物品の売買・修理等の契約に係る 入札参加資格審査申請の手引き

(平成31年度版)

岡山県が発注する物品・リース・印刷など、物品の売買、修理等の契約に係る入札や随意契約(以下「入札等」という。)に関する資格審査申請を受け付けます。

(取扱対象はP20, 21の営業種目表のとおり。)

※ 建物等の保守管理, 廃棄物処理, 警備, 情報・通信サービス, 調査研究, 企画・製作, 運送, 機械設備等保守点検, 人材派遣, 損害保険, クリーニング等については岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査の受付を行っていますので, 別途申請手続きを行ってください。

この手引きは平成31年度に行う入札参加資格審査申請(物品)のためのものです。

内容改訂のため, 平成31年度の申請にあたっては必ずこの手引きを使用してください。

平成31年度申請用

岡山県出納局用度課

- 【受付期間】 5月1日(水)～5月31日(金) ※土・日・祝日を除く
(郵送での受け付けは5月22日(水)必着)
- 8月1日(木)～8月31日(土) ※土・日・祝日を除く
(郵送での受け付けは7月22日(月)から8月16日(金)必着)
- 11月1日(金)～11月30日(土) ※土・日・祝日を除く
(郵送での受け付けは11月18日(月)必着)
- 2月1日(土)～2月29日(土) ※土・日・祝日を除く
(郵送での受け付けは2月17日(月)必着)
- ※6月以降の受付期間については予定です。
- 【受付時間】 9:00～12:00、13:00～16:00
- 【受付場所】 5月、11月、2月……出納局用度課管理班(県庁本庁舎2階)
8月……………県庁西庁舎1階会議室

目 次

| | |
|--|------|
| ○平成31年度に入札参加資格審査申請を行う皆さんへ | P 2 |
| 1 入札参加資格審査申請についての概要 | P 4 |
| ① 申請時における注意事項 | P 4 |
| ② 受付期間 | P 5 |
| ③ 持参される場合の提出先 | P 5 |
| ④ 郵送される場合の提出先 | P 5 |
| ⑤ 提出上の注意 | P 6 |
| ⑥ 申請書の作成に使用する言語及びその他注意事項 | P 6 |
| ⑦ 資格審査結果の通知 | P 7 |
| ⑧ 資格取得後の注意事項 | P 7 |
| 2 提出書類 | P 8 |
| 3 申請書の記載方法 | P 9 |
| 4 その他申請に必要な書類 | P 12 |
| ① 登記事項証明書 | P 12 |
| ② 身分証明書及び登記されていないことの証明書 | P 12 |
| ③ 印鑑証明書 | P 13 |
| ④ 岡山県税の完納証明書 | P 13 |
| ⑤ 市町村税の完納証明書 | P 13 |
| ⑥ 消費税及び地方消費税の未納がないことの証明書 | P 13 |
| ⑦ 直前1年間の決算書類及び関係書類 | P 16 |
| ◎ 地域・社会に貢献する企業に対して格付に加点されることとなった項目について | P 17 |
| ◎ 関係法令等 | P 18 |
| 5 営業種目表 | P 20 |
| ☆ 申請書記載例 | P 22 |
| ☆ 申請書様式集 | |
| ☆ その他関係書類 | |

納税証明書交付申請書（様式）を変更しました。（岡山県税）

○平成31年度に入札参加資格審査申請を行う皆さんへ

第1 平成31年度実施の入札参加資格審査申請について

対象事業者

- 1 継続申請を行う事業者
- 2 入札参加資格がない事業者または、継続申請を行わなかったため入札参加資格の有効期間が期限切れとなった（期限切れとなる）事業者のうち、入札参加資格の認定を希望する事業者
- 3 既に入札参加資格があるが、登録営業所及び業種の追加を希望する事業者

第2 入札参加資格審査申請の受付期間（詳細はP5の②参照）

- 1 申請書直接持参による受付期間：受付月の1日～末日
- 2 申請書郵送等による受付期間：受付月の1日～16日必着（原則）
（16日が土日等閉庁日の場合は翌開庁日。必着が見込めない場合は必ず持参による提出を行ってください。）

第3 入札参加資格審査申請の受付場所及び郵送先

- 1 受付場所
5月、11月及び2月 岡山県出納局 用度課管理班
（本庁舎1階のトマト銀行の前の階段を上がってエレベーター前）
8月 県庁西庁舎1階会議室
- 2 申請書郵送等のあて先
〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
岡山県出納局 用度課管理班
（封筒に業務名「物品」と明記してください。）

第4 平成31年度実施の入札参加資格審査により認定される 入札参加資格の有効期間及び入札参加資格認定通知書の送付時期

- 1 認定される入札参加資格の有効期間
5月受付 16ヶ月間
8月受付 24ヶ月間
11月受付 22ヶ月間
2月受付 19ヶ月間（詳細はP5の②参照）
- 2 入札参加資格認定通知書の送付時期
・申請月の翌月（8月申請は10月）下旬頃、申請者所在地（住所地）に送付する予定です。（P9の①参照）

第5 更新のお知らせの通知を行わないことについて

- 1 入札参加資格の有効期間が満了する事業者に対し、岡山県から、入札参加資格の有効期間切れをあらためてお知らせする文書の送付は行いません。
- 2 入札参加資格の有効期間満了以降も、有効期間の継続を希望する場合は各自で資格認定通知書に記載している入札参加資格の有効期間及び更新申請受付の実施予定年月をよく確認のうえ、忘れることなく継続申請を行ってください。
- 3 業種の追加等を希望する申請の提出書類は、新規申請の場合と同じですが、現在の登録業務種目と更新申請時に申請書に記入された申請業務種目の照合は行いませんので、引き続き登録を希望する業務種目に関しては、記載もれのないよう注意してください。

第6 入札参加資格の有効期間の確認方法について

入札参加資格が認定された場合の入札参加資格の有効期間は次の方法により確認できます。

1 「資格認定通知書（物品）」による確認

入札参加資格認定時に、用度課から送付しました「資格認定通知書（物品）」に、入札参加資格の有効期間及び更新申請受付の実施予定年月が記載されておりますので、確認してください。（なお、当該通知書は再発行されません。）

2 「入札参加資格者名簿（物品）」による確認

下記のURLにおいて公開されている、「一般競争入札（条件付）参加資格者名簿（物品調達）」上において、各入札参加資格者の資格の有効期間が掲載されておりますので、確認してください。

<http://www.pref.okayama.jp/site/321/423378.html>

【問い合わせ先】

所在地 〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

TEL (086)226-7538-7537

FAX (086)221-8173

担当:岡山県出納局用度課管理班

(岡山県庁本庁舎2階)

1 入札参加資格審査申請についての概要

① 申請時における注意事項

■ 申請することができない方

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない方及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない方
- (2) 岡山県税、岡山県内の市町村税、消費税及び地方消費税等を滞納している方
- (3) 営業に関し免許・許可・認可・資格等または届出等を必要とする場合において、当該許認可等を受けていない方又は当該届出等を行っていない方
- (4) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない方等

■ 申請手続きの対象となる方

- (1) 継続申請を行われる方
- (2) 資格を取得されていた方で、更新手続きを忘れられた方
- (3) 新たに岡山県が発注する入札等への参加を希望される方
- (4) 登録営業所及び業種の追加をされたい方

■ 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査申請を同時に行う方の手続きについて（審査書類の省略）

「物品の売買、修理等の契約に係る入札参加資格審査申請」と「岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査申請」を同時に行われる方については、双方に共通する添付書類のうち、決算書類、登記事項証明書、身分証明書、印鑑証明書、税の完納証明書、加点項目関係の書類等代表者の押印の必要ないものについては、いずれか一方へ添付すれば他方へは省略することができます。役員名簿等押印が必要な書類は、個別に作成、提出する必要がありますので御留意ください。

平成25年4月以降の制度変更について

物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札(条件付)参加除外等要領を制定しました。

物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札(条件付)入札資格停止要領に変えて、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札(条件付)参加除外等要領を制定しました。
入札参加除外事由に該当した場合は、入札(見積合わせ、随意契約含む)等に参加できません。

② 受付期間

- 資格審査の受付は、下記の時期に実施します。

| 受付期間 | 資格有効期間 |
|---------|----------------|
| 定期（8月） | 直後の11月1日から24カ月 |
| 随期（11月） | 直後の1月1日から22カ月 |
| 随期（2月） | 直後の4月1日から19カ月 |
| 随期（5月） | 直後の7月1日から16カ月 |

※ 随期については、新規の方、更新切れの方、登録営業所及び業種の追加をされたい方が対象となります。

- 受付期間の各月1日から末日のうち、平日の9時から12時及び13時から16時まで。

郵送による提出の場合は、原則各月16日（16日が土日等閉庁日の場合は翌開庁日）必着分

なお、申請書の記載内容に不安のある方は、早めに提出してください。

- 県庁駐車場(有料)は、台数に限りがありますので、なるべく公共交通機関を御利用ください。

- 受付月の月末は受付窓口が大変混雑します。なるべく早めに提出してください。

③ 持参される場合の提出先

定期（8月）：岡山県庁西庁舎1階会議室

随期（11月、2月、5月）：岡山県出納局用度課管理班(岡山県庁本庁舎2階)

(本庁舎1階のトマト銀行前の階段を上がってエレベーター前)

④ 郵送される場合の提出先

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6 岡山県出納局 用度課管理班

※ 受付期間の各月16日必着（16日が土日等閉庁日の場合は翌開庁日）

ただし、5月のみ5月22日(水)必着

(封筒に業務名「物品」と明記してください。)

⑤ 提出上の注意

- 受付受領証が必要である場合又は訂正内容を確認したい場合は、申請書（両面）の控えを添付してください（**郵送で提出する場合で受付の確認が必要な場合は、申請書の控え若しくは任意様式の受領証と82円切手を貼付した返信用封筒を同封してください。**）。
- 申請書類はファイル綴じせず、クリップ、クリアファイル等で簡単にまとめてください。
- 申請書及び添付書類は、原則として全て A4版の紙により提出してください。
- 後日、内容に関する照会を行う場合がありますので、提出する申請書類等の控えを、手元に保管しておいてください。
- 持参により提出される場合
受付期間の受付時間内に申請書類を持参してください。また、受付時には簡単な内容審査を行いますので、必ず申請内容について説明できる方が持参してください。
- 郵送等により提出される場合
必着が要件ですので締切日に御留意ください。
- 書類不備がある場合
不備の書類は受理できません。受付期間末日までにすべての書類が揃わない場合、入札参加資格は認められませんので、受付末日近くに持参提出する場合は特に注意してください。

⑥ 申請書の作成に使用する言語及びその他注意事項

- 申請書は、日本語で作成願います。その他の書類で外国語による記載のものは、日本語の訳文を附記し、又は添付してください。また、申請書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算した金額を記載してください（財務省のホームページ等を確認してください）。
- 海外に本社がある外国事業者が申請される際の添付書類等については、別途用度課へお尋ねください。
- 申請内容が添付書類と異なる場合、特に事情説明がない限り、添付書類に合わせて申請書の記載内容を訂正することがあります。

⑦ 資格審査結果の通知

審査の結果、入札参加資格を有すると認定された方へは、資格が有効となる月の前月末までに「資格認定通知書(物品)」により通知**(申請者宛郵送)**します。

資格を有しないと決定された方へは、理由を付してその旨通知します。

なお、「資格認定通知書」の再発行は行いませんので、大切に保管してください。

⑧ 資格取得後の注意事項

■ 入札参加資格審査申請書記載事項変更届

入札参加資格認定後に次の事項について変更等が生じた場合は、変更内容が確認できる書類を添えて「入札参加資格審査申請書記載事項変更届」を提出してください。

- ・ 営業の休廃止又は変更
- ・ 商号や名称、代表者の職氏名、本店及び主たる事務所所在地、電話番号、FAX番号並びに印鑑(印鑑登録された実印、使用印)
- ・ 岡山県との契約を委任された方の職氏名及びその所在地、電話番号、FAX番号並びに印鑑(使用印)
- ・ 法人事業者は役員等の選任及び交代、個人事業者は支配人の選任及び交代

■ ホームページでの名簿の公開

資格審査により、入札参加資格が認定された事業所に関して、名簿として事業者の一覧表を作成し、岡山県用度課のホームページにて、格付け、商号、岡山県と契約する者の氏名、所在地、大分類記号及び更新年度を公開します。あらかじめ御了承願います。

■ 入札参加資格について

入札等に参加することができる資格です。資格を有したら自動的に岡山県から発注があるわけではありませんのであらかじめ御了承願います。なお、本庁購入分については、用度課調達班(本庁西棟地下1階)にて、定期見積もりあわせ(オープンカウンター)を行っています。これは、入札参加資格を有し、所在地が岡山県内の方はどなたでも応札可能な見積もりあわせです。詳細につきましては「岡山県ホームページ」サイドメニューから、「県政情報」内の「入札・業務委託」→「物品調達」を御覧ください。

2 提出書類

| 提出書類 | 入手先 | その他 |
|---|------------------------------|---|
| 提出書類確認表(物品) | 申請書様式集に添付 | 申請者チェック欄を使って提出書類を確認し、申請書類の一番上に添えて提出してください。 |
| 入札参加資格審査申請書(物品) (必要な場合は⑦別紙) | | 実印と契約時使用印の2ヶ所押印が必要 日付けは提出日 記載例参照(P22~23) 記載方法はP9~11 |
| 誓約書(裏面も御確認ください。) | | 実印を押印のこと 日付けは提出日 記載例参照(P24) |
| 委任状 | | 契約権限を委任する受任者を設ける場合のみ必要 委任の期間=資格の有効期間 日付けは提出日 記載例参照(P25) |
| 役員等名簿 | | 提出は法人の方と支配人を選任している個人の方のみ 記載例参照(P26) |
| 印刷機械設備の内容 | | 大分類4[印刷]で登録する方のみ必要 |
| ・登記事項証明書(個人の方は支配人を選任している方のみ) ・身分証明書及び登記がされていないことの証明書(個人の方のみ) | 法務局及び市町村役場 登記に関する詳細はP12参照 | <p style="text-align: center;">申請日前3ヶ月以内発行のもの (鮮明であればコピーも可)</p> <p style="text-align: center;">※郵送等での提出の場合は、岡山県への到着日前3ヶ月以内の発行のもの</p> |
| 印鑑証明書 | 詳細はP13~15参照 | |
| 岡山県税の完納証明書 | | |
| 市町村税の完納証明書 | | |
| 消費税及び地方消費税の未納のないことの証明書 ※個人用(その3の2) 法人用(その3の3) | | |
| 直前1年間の決算書類(必須) (ア)貸借対照表 (イ)損益計算書 (ウ)個別注記表 及び関係書類 | 詳細はP16参照 | <p>事業年度の終期から2,3ヶ月後までに作成が義務づけられている。 個人の方は確定申告書(青色)のコピーなど</p> <p>(関係書類) ・消費税及び地方消費税の確定申告書のコピー ・免税事業者であることが確認できる書類 など</p> |
| 営業に関し免許・許可・認可・資格等又は届出等が必要な場合は、当該免許・許可・認可・届出済証等のコピー | 詳細はP20,21参照 | |
| 障害者雇用状況報告書(様式第6号)のコピー ①身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のコピー ②1年以上の常勤性が確認できる書類 一般事業主行動計画策定届(女性活躍推進法)のコピー 一般事業主行動計画策定届(次世代育成支援対策推進法)のコピー ISO9001の認証取得を示す登録証のコピー ISO14001の認証取得を示す登録証のコピー エコアクション21の認証・登録証のコピー | 詳細はP17参照 | <p>該当書類を所持されている方で、かつ、格付けへの加点を希望される方のみ提出してください。</p> <p>(提出されない場合は、該当する場合でも加点されません。)</p> |

3 申請書の記載方法

① 申請者

- 1 法人…登記事項証明書に記載されているとおりに記入。本店の情報を記入
個人…所在地は身分証明書又は印鑑証明書のもの。商号(名称)は屋号等を、氏名は経営者名を記入
- 2 印鑑…**印鑑証明された印鑑**を押印（実印）

② 岡山県と契約する本店・支店・営業所等

- 1 県と直接契約する本店・支店・営業所等の所在地，商号(名称)代表者の役職氏名
登記簿上の本店所在地と別に，「契約締結等に使用する実質的に事業を行っている本店」がある場合は，その所在地をここに記入
個人の方の所在地は，営業の本拠地で，契約書や請求書等に記載するもの
- 2 申請者と同じ場合は「**同上**」と記入

※本店・支店・営業所等の使用印（**使用印の押印は必須**），社印

ア **入札書，見積書，契約書，請求書等に使用する印鑑を押印**

イ 実印を使用する場合も「申請者」欄の印鑑と同じ印鑑を**もう一度 押印すること**

ウ 「使用印」とは「代表取締役」や「～支店長」の文字の入った印若しくは個人の印（私印）で
会社の代表者として岡山県との契約等の際に使用する印のこと

エ 社印欄には「会社印（例：角印などで社名等の入ったもの）」があればこれを押印すること

③ 直前2年間の岡山県(本庁及び県事務所)及び他の官公庁との取引状況

- 1 それぞれ，**申請日から遡って2年間**で最高，次高のものを円単位で記入
契約書を作成していなくても，納入実績のあるものについては記入
- 2 単価契約・リース契約は，「納品日・期間」欄に契約期間を記入し，その期間に県から支払われた総額を「金額」欄に記入
- 3 物品の売買，修理等の契約に係るものを記入（該当なければ記載不要）
- 4 「岡山県（本庁及び県事務所）」とは，岡山県庁（教育庁・警察本部・企業局を含む），各県民局，地域事務所，県事務所，県立学校，警察署，各出先機関等のこと
- 5 「他の官公庁」とは，国，岡山県以外の都道府県，市町村及びこれらの出先機関
【官公庁には含まない機関】 指定管理者，特別地方公共団体（事務組合・水道企業団等），国立大学法人，公立大学法人，独立行政法人，財団法人，第三セクター，民間企業等

④ 岡山県内の本店・支店・営業所等の有無

※H28. 2月受付から記載要

岡山県への納税義務があるかどうかを確認するため，**必ず記入すること**

⑤ 外資状況

100%外国資本（※）の場合(外国法人)，及び資本の一部が外国資本の場合に，外国籍の出資企業の属する国名（複数記入可）とその企業の出資比率の合計（小数点以下切り捨て）を記入

※外国資本とは，発行済み株式の保有主体の所在地が日本国以外にあるものをいい，その企業の設立が，国内・国外のいずれで行われたかは問わない。

⑥ 業態区分

統計資料作成に使用するので，主な業態をひとつ選ぶこと。「その他」の場合は，具体的に記入すること

⑦ 県と取引を希望する種別分類

- 1 営業種目表（P20～21参照）から、岡山県と取引を希望する分類の番号と種別を記入
大分類の主要な物1つの番号を○で囲むこと（例：主要なものを①，それ以外は2，3・・・など）
過去の登録種別と、今回の申請書に記入した種目の照合は行わないので、記載漏れのないよう注意すること
- 2 取扱品目例は、主な物を例示すること
- 3 申請後の種目変更はできないので、関係すると思われるものは全て記載すること
書ききれないときは、「⑦県と取引を希望する種別分類（別紙）」を使用
- 4 「代理店・特約店関係にある主なメーカー」とは、県と取引を希望する物品に関し、営業権について直接代理契約しているメーカー，又はメーカーと直接取引契約しているものを記入
代理店・特約店証明は添付不要。車輛の場合の保険契約は記入不要
- 5 継続申請にあたっては、新たに業務種目を追加して申請してもかまわない。

⑧ 直前事業年度の会計期間（添付された決算書の会計期間を記入）

⑨ 売上高(千円未満切り捨てで記入)

- 1 損益計算書の中の売上高を，**税抜方式**で記入（物品以外の売上高も含めて差し支えない。）
(ア) 損益計算書が消費税抜き処理で作成されている場合は，売上高をそのまま記入
(イ) 損益計算書が消費税込み処理で作成されている場合は，消費税抜きの金額を算定して記入
（P16の⑦を参照）
- 2 (ア)(イ)いずれの場合も**個別注記表を必ず添付すること**。個別注記表に税抜きの旨の記載がない場合は，申請者による証明(実印の押印が必要)を表記（P16の⑦を参照）
- 3 決算書が税抜き方式で作成されていない場合には「消費税及び地方消費税の確定申告書の写し」，免税事業者の扱いを受けている場合には，「基準期間となる事業年度（2年前）に係る決算書」「消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書の写し」等，その裏付けとなる資料を用意すること

⑩ 自己資本額(千円未満切り捨てで記入)

法人事業者：資本合計＝貸借対照表における**純資産の部**の合計

個人事業者：貸借対照表(資産負債調)における事業主借，元入金，青色申告特別控除前の所得の合計から，事業主貸を引いたもの

⑪ 機械設備等の価額(千円未満切り捨てで記入)

直前決算時における残存価額＝取得価額－減価償却累積額 ※建物，構築物，リース品は含まない。

⑫ 流動比率(小数点以下切り捨てで記入)

流動資産（概ね1年以内に現金化できるもの(現金，預金，受取手形，売掛金，商品原材料等)）

÷**流動負債**（1年以内に支払期限の到来するもの(支払手形，買掛金，短期借入金，未払い金等)）×100

⑬ 常勤従業員等人数

- 1 申請日現在で 常時雇用・任用している従業員及び常勤役員の合計人数を記入
なお，常時雇用は，次により確認したうえで記入する（書類の提示は不要）。
【法人の場合】社会保険の加入の有無
【個人の場合】従業員5人以上…社会保険加入の有無
従業員4人以下…雇用保険加入の有無および賃金支給の有無

- 2 「障害者」欄には、1で記載した人数のうち身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を有する従業員数を記入

※注意

「常勤(常時雇用)」とは、フルタイムで勤務する形態をいい、「従業員」とは、事業主に直接雇用されている労働者のうち雇用期間の定めのないフルタイム労働者をいう。したがって以下のような雇用形態の従業員は除く。

- ア「日々雇用」は、一日の雇用という期間を限定された雇用が繰り返されたものであるため、ここでいう従業員には該当しない。
- イ「この業務が完了するまで」というのも雇用期間が限定されたものであり、ここでいう従業員には該当しない。
- ウ 他の従業員が25日の勤務であるにもかかわらず、当該者が10日の勤務だけでよいというものは、常時雇用の要件に欠け、また、他の従業員が1日8時間の勤務であるにもかかわらず、当該者が1日4時間だけでよいというもの、ここでいう従業員には該当しない(「短時間労働」の障害者を除く)。
- エ 社会保険→健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書並びに健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書および健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届(年金事務所等の受付印のあるもの)
雇用保険→雇用保険被保険者資格取得等確認通知書又は被保険者証および賃金台帳

⑭ 営業年数

- 1 創業(設立)から申請までの期間を営業年数とする。
- 2 個人から法人になった会社は、個人の創業からの営業年数を記入
ただし、登記事項証明書上での法人の“目的”が個人営業時の業務の内容から大きく変化したときは、法人設立から申請までの営業年数を記入
- 3 休業期間(実態として事業活動を行わなかった期間)等がある場合は、その期間を除く。

⑮ 障害者雇用状況 ※加点項目

障害者雇用義務があり、法定雇用率を達成している場合、雇用義務はないが障害者を常時雇用している場合で、格付への加点を希望する場合は「○」を記入し、それを証する書類を提出すること(詳細はP17を参照)

⑯ 一般事業主行動計画策定届(女性活躍推進法)の届出状況 ※加点項目

⑰ 一般事業主行動計画策定届(次世代育成支援対策推進法)の届出状況 ※加点項目

策定届を提出しており、加点を希望する場合は「○」を記入し、策定届の写し(労働局の受付印のあるもの)を添付すること(詳細はP17を参照)

⑱ ISO9001の認証取得 ※加点項目

⑲ ISO14001の認証取得/エコアクション21の認証・登録 ※加点項目

取得されている方で、加点を希望する場合は「○」を記入し、登録証の写しを添付すること(詳細はP17を参照)

⑳ 岡山県内産品の概要

取扱品のうち、岡山県内で生産している物品とその製造・産地を記入

※記入を誤った場合は、誤った箇所を二重線で見え消し修正のこと

※決算書に記載のある数字を修正する場合は、訂正印不要

4 その他申請に必要な書類

① 登記事項証明書

法務局で交付される、「現在事項全部証明書」又は「履歴事項全部証明書」で、申請日（郵送等での提出の場合は岡山県への到着日）から**3ヵ月以内**に発行されたもの
鮮明であればコピーも可

- ◆法人事業者の方…必ず提出してください。
- ◆個人事業者の方…支配人を選任されている方のみ提出してください。

※ 参考：商法（支配人登記）

第二十二條 商人が支配人を選任した時は、その登記をしなければならない。支配人の代理権の消滅についても、同様とする。

② 身分証明書 及び 登記されていないことの証明書

申請日（郵送等での提出の場合は岡山県への到着日）から**3ヵ月以内**に発行されたもの
鮮明であればコピーも可

- ◆法人事業者の方…提出の必要はありません。
- ◆個人事業者の方…必ず提出してください。

身分証明書

本籍地の市町村で発行される。

この証明書は、

- ・破産宣告又は破産手続開始決定通知を受けていないことを証明するもの
- ・後見の登記の通知を受けていないことを証明するもの
- ・平成12年3月までに禁治産宣告・準禁治産宣告を受けていないことを証明するもの

登記されていないことの証明書

法務局で発行される。

この証明書は、

- ・平成12年4月1日以降に、**成年被後見人、被保佐人、被補助人**の登記がないことを証明するもの

取得方法は次のとおり

- * 請求できるのは、本人、本人の配偶者、又は四親等内の親族等一定の者
本人以外（代理人）が申請する場合は、本人等請求権者からの委任状が必要
- * 郵送での請求先 〒102-8226 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎
東京法務局民事行政部後見登録課
TEL03-5213-1234(代表) 03-5213-1360(ダイヤルイン)
※必ず、切手を貼り、宛名を記載した返信用封筒を同封のこと
- * 窓口での請求 東京法務局民事行政部後見登録課
又は(東京法務局以外の)各法務局・地方法務局(本局)の戸籍課
※岡山地方法務局本局(岡山市北区南方1-3-58)では即日発行される。
- * 請求者の氏名、実印、本人との関係などを記入した申請書に、収入印紙(手数料300円)を貼って請求する。
- * 申請書等の様式及び記載例、その他詳細については、法務局の成年後見登記に関するホームページを確認すること

③ 印鑑証明書

申請される全ての方が提出してください。

法人事業者は法務局，個人事業者は市町村で発行される。

申請日（郵送等での提出の場合は岡山県への到着日）から**3ヵ月以内**に発行されたもの
鮮明であればコピーも可

④ 岡山県税の完納証明書・・・(P15参照)

岡山県内に本店・支店・営業所等があり，岡山県へ納税の義務がある方，
「**滞納がないことの証明書(完納証明書)**」を提出してください。

☆ 契約権限を委任していない場合も必要です。

申請日（郵送等での提出の場合は岡山県への到着日）から**3ヵ月以内**に発行されたもの
鮮明であればコピーも可

※ 完納証明書の取得方法は
別添の「納税証明書交付申請書(様式)を変更しました」を御参照ください。

平成28年2月以降の制度変更について

平成28年2月受付から，岡山県内に本店・支店・営業所等がない場合に提出をお願いしていた，
岡山県以外の都道府県税の完納証明書が不要となりました。

⑤ 市町村税の完納証明書・・・(P14, 15参照)

岡山県内に本店・支店・営業所等があり，岡山県内の市町村へ納税の義務がある方，
「**滞納がないことの証明書(完納証明書)**」を提出してください。

☆ 契約権限を委任していない場合も必要です。

☆ 複数の支店等を受任者にする場合は，**受任者の所在地の市町村ごとの完納証明書が必要**です。

※ 具体的な証明書発行手続きについては，各市町村へ照会してください。

⑥ 消費税及び地方消費税の未納がないことの証明書・・・(P15参照)

申請される全ての方が提出してください。

申請日（郵送等での提出の場合は岡山県への到着日）から**3ヵ月以内**に発行されたもの
鮮明であればコピーも可

☆ 納税証明書の種類

「**その3の2(個人用)**，**その3の3(法人用)**」を本店所在地所管の税務署へ申請する。

消費税・地方消費税の課税がない場合も，「**未納がない**」旨の証明が発行される。

※ 具体的な証明書発行手続きについては，各税務署へ照会してください。

岡山県内の市町村税の完納証明書について

平成21年8月受付より、入札参加資格審査申請時の添付書類として、**新たに岡山県内の市町村の発行する完納証明書が追加**になりました。

完納証明書の取得・提出については、下記を参照のうえ、1に該当する場合に2の①又は②のいずれかの完納証明書を提出してください。

1 対象者

入札参加資格審査申請を行う、法人及び個人事業者で、**岡山県内の市町村に納税の義務がある方**

2 完納証明書の申請先

① 岡山県内に営業所等があり、そのいずれかに契約に関する権限を委任する場合は、**当該営業所等の所在地の市町村**

※複数の営業所等に委任する場合は、**営業所等の所在地の市町村ごとの完納証明書が必要です。**

② 岡山県内に営業所等があるが、そのいずれにも**契約に関する権限を委任しない場合は、県内の本店若しくは主たる営業所等所在地の市町村**

3 完納証明書

市町村が徴収している税について、未納の税額がないことの証明書(完納証明書)を取得してください(鮮明であればコピーも可)。

※ただし、完納証明書が発行されない市町村(倉敷市等)にあつては、**直近一年間分のすべての税目(税金の種類)についての納税額の証明書**(鮮明であればコピーも可)

4 有効期限

発行年月日が申請日から3ヵ月以内の日付のもの
(郵送等での提出の場合は岡山県への到着日から3ヵ月以内)

5 証明書様式

県内各市町村の所定様式(具体的な証明書発行手続きについては、各市町村へ照会してください。)

6 その他

岡山市で完納証明書を取得される事業者の方は、「**滞納無証明書**」を申請してください。

また、窓口での混雑を避けるため、できるだけ**営業所等所在地を管轄する区役所窓口**で証明書の発行を受けるようにしてください。御協力よろしくお願ひいたします。

完納証明書の交付申請先

☆ 消費税・地方消費税の未納のないことの証明書

※必ず提出してください。

本店所在地を所管する税務署

☆ 岡山県税の完納証明書及び市町村税の完納証明書

※該当の方は提出してください。

| | | 岡山県税 | 市町村税 |
|--------------|---|--|--------------------------------|
| 本店が岡山県内にある場合 | 委任状を提出しない場合 | 岡山県 (最寄りの県民局及び地域事務所) | 本店所在地の市町村 |
| | 委任状を提出する場合 | 岡山県 (最寄りの県民局及び地域事務所) | 受任者事務所所在地の市町村 |
| 本店が岡山県外にある場合 | 委任状を提出しない場合 | 岡山県内に 事務所・事業所がない場合 | 不要 ※H28.2月受付から 不要となりました。 |
| | | 委任は行わないが岡山県内に 事務所・事業所がある場合 | 岡山県 (最寄りの県民局及び地域事務所) |
| | 委任状を提出する場合 | 受任者の所在地が 岡山県内の場合 | 岡山県 (最寄りの県民局及び地域事務所) |
| | | 受任者の所在地は岡山県外だが、 岡山県内に事務所・事業所がある 場合 | 岡山県 (最寄りの県民局及び地域事務所) |
| | 受任者の所在地が岡山県外で、 岡山県内に事務所・事業所がない 場合 | 不要 ※H28.2月受付から 不要となりました。 | |

⑦ 直前1年間の決算書類及び関係書類

↓必ず提出してください。

◆法人の決算書類 = 貸借対照表・損益計算書・**個別注記表**等

◆個人の決算書類 = 確定申告書の写し・資産負債調（= 貸借対照表）・損益計算書

※個別注記表とは

決算(計算)書類に附属する注記表であり、特に消費税の会計処理に関する記載がある部分が必要

個別注記表により、税抜方式であることが確認できれば、申請書の売上高欄には決算書に記載されている額を記入することが可能

[税抜方式で決算書を作成したが、個別注記表に「税抜方式」と明記していない場合の取り扱い]

→以下のように代表者による証明を行い、決算書に添付してください。

「この決算書は税抜方式で作成しています。
 ○○株式会社 代表取締役 □□□□ 代表者印
実印」

[売上高税抜き計算例]（売上高が税込みで作成されている方は参考にしてください。）

決算期3月末日の場合、H30.4.1～H31.3.31の売上高税抜き方法
 ※税込み売上げ500万円とする。

$$500 \text{万円} \div 1.08 = \text{税抜きの売上高}$$

直前1年間の決算書類が税抜きで作成されていない場合や、個別注記表等で税抜方式であることが確認できない場合は、審査対象営業年度に相当する課税期間分の

消費税及び地方消費税の確定申告書控え及び**付表2(一般課税の方)**、

又は**付表5(簡易課税の方)**

審査対象になる直前事業年度の決算時に免税事業者の扱いを受けている場合には

基準期間となる事業年度に係る決算書や

消費税の納税義務者でなくなった旨の届出書(第5号様式)の写し

等その裏付けとなる資料を提出すること

ただし、これらの書類の提出により「消費税及び地方消費税の未納のないことの証明書」の提出が免除されるわけではない(免税事業者となる以前に課税された消費税等が完納されていることを確認するため)

◎ 地域・社会に貢献する企業に対して格付に加点されることとなった項目について

地域・社会に貢献する企業が成長する環境づくりを実現するため、次の事項を証明する書類を提出された方には、平成20年11月1日以降、格付への加点を行っています。

※提出は任意ですので、格付への加点を希望される方のみ提出してください。

※平成29年2月受付から、加点項目及び点数を一部変更しました。

| | 提出書類 | 注意すべき事項 | 問い合わせ先 |
|------------|---|---|---|
| 障害者雇用 | 雇用義務あり 障害者雇用状況報告書（様式第6号）のコピー ※直前の6月1日現在のもの ※公共職業安定所（ハローワーク）の受付印のあるもの | ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく、法定雇用率を達成していること ・具体的に、法定雇用率達成とは、公共職業安定所（ハローワーク）に提出している障害者雇用状況報告書の表中「身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数」欄が0人の場合です。 | ・各公共職業安定所（ハローワーク） |
| | 雇用義務なし ①身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のコピー ②1年以上の常勤性が確認できる書類 | ・身体障害者・知的障害者・精神障害者いずれかを1人以上雇用している場合は該当します。 ・各障害者の等級等は問いません。 ・ <u>事業主、役員の方は対象となりません。</u> ・常勤性が確認できる書類とは、厚生年金被保険者標準報酬決定通知書又は賃金台帳等です。 ※申請日現在 | |
| 男女共同参画 | 一般事業主行動計画策定届のコピー ※申請日現在有効なもの（郵送等での提出の場合県庁への到着日） ※労働局の受付印のあるもの ※加点項目を変更しました。 | ・「次世代育成支援対策推進法」又は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画策定届を提出していることが条件です。 ・様式第2号（次世代法・女性活躍推進法一体型）を使用して届出を行っている場合は、両方の加点を受けられます。 ・労働局の受付印がない場合、厚生労働省HP「両立支援のひろば」又は「女性の活躍推進企業データベース」で公表していれば、該当箇所をプリントアウトしたものを一般事業主行動計画策定届へ添付して提出してください。 | （岡山県の場合） ・岡山労働局雇用環境・均等室 TEL(086) 225-2017 |
| 環境基準等の達成状況 | ISO（国際標準化機構）規格の登録証のコピー ※申請日現在有効なもの（郵送等での提出の場合県庁への到着日） | ・ISO9001 又は ISO14001 が対象となります。 ・（財）日本適合性認定協会（JAB）又は JAB と相互承認している認定期間が認定した審査登録機関の認証取得が条件です。 ・申請日現在有効な登録で、初回登録日、更新日（更新している方）及び有効期限が記載されている登録証の写しであること | ・公益財団法人日本適合性認定協会 電話(03)3442-1213 ・各認定機関 |
| | エコアクション21の認証・登録証のコピー ※申請日現在有効なもの（郵送等での提出の場合県庁への到着日） ※ISOと同じ点数としました。 | ・エコアクション21中央事務局（一般財団法人持続性推進機構）が認定した審査登録機関の認証・登録が条件です。 ・ISO14001 との重複加点は行いませんので、御留意ください。 | ・エコアクション中央事務局 ・エコアクション21地域事務局（岡山県の場合） 岡山県環境保全事業団 電話(086)298-2122 |

◎ 関係法令等（抜粋）

1 物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札(条件付)参加資格者の資格審査要領

（資格審査を受けられない者）

第3条 次に掲げる者は、入札に参加するための資格審査(以下「資格審査」という。)を受けることができない。ただし、第1号に掲げる者で知事が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者
- (2) 岡山県税、市町村税(岡山県内の市町村長が課したものに限る)又は消費税及び地方消費税を滞納している者
- (3) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (4) 岡山県暴力団排除条例(平成22年岡山県条例第57号)第2条第3号に規定する者
- (5) 前号に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人
- (6) 過去2年以内において、第4号又は前号に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者

（入札参加の停止）

第9条 知事は、入札参加資格者又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人が、政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められるときは、3年以内の期間を定めて、入札に参加させないことができる。ただし、入札参加の停止期間中であっても、第4条第1項の規定による申請をすることを妨げない。

2 略

（入札参加資格の取消し）

第10条 知事は、入札参加資格者が第3条第1号から同第5号のいずれかに該当するに至ったとき、又は申請書若しくはその添付書類に記載した事項が虚偽であることが判明したときは、その者の入札参加資格を取り消すものとする。

2 地方自治法施行令

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
- (7) この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (3) 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- (4) 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- (5) 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (7) 暴力的要求行為 第9条の規定に違反する行為をいう。
- (8) 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第9条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

（指定）

第3条 都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、暴力団が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該暴力団を、その暴力団員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれが大きい暴力団として指定するものとする。（以下略）

（国及び地方公共団体の責務）

第32条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

- (1) 指定暴力団員
- (2) 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (3) 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの
- (4) 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）

2以下略

4 岡山県暴力団排除条例

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4)～(6) 略

（公共工事等における措置）

第9条 県は、公共工事その他の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団若しくは暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者を入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

2 略

5 営業種目表

| 大分類 | | 小分類 | | 品目例 | 許可・認可等が必要な物品の売買を希望する場合は、それを証するものの写しを添付すること（例示） ※事業所毎に許可が必要である場合は委任先のものを提出すること |
|-----|---------|-----|--------|---------------------------------------|---|
| 番号 | 種別 | 番号 | 種別 | | |
| 1 | 事務文具・機器 | 1 | 文具 | 文房具, ファイル 等 | |
| | | 2 | 事務用機器 | パソコン, ソフトウェア, プリンタ, トナー 等 | |
| | | 3 | 机・イス | 机, 椅子, ロッカー, 整理棚 等 具体例を記入 | |
| | | 4 | 印章 | 木印, ゴム印, 日付印 等 | |
| | | 5 | 紙 | 一般用紙類, 封筒, PPC用紙 トイレットペーパー 等 | |
| 2 | 家具工類 | 1 | 家具類 | 机, イス, 衝立, 応接セット 等 具体例を記入 | |
| | | 2 | 室内装飾 | 絨毯, カーテン, ブラインド 等 具体例を記入 | |
| 3 | 薬品類 | 1 | 人体薬品 | ワクチンを含む。 具体例を記入 | →医薬品販売業許可証, 薬局開設許可証 動物用医薬品販売業許可証 麻薬卸（小）売業者免許証 毒物劇物販売業登録票 農薬販売届（受付印の押印されたもの） |
| | | 2 | 動物薬品 | | |
| | | 3 | 農業薬品 | | |
| | | 4 | 化学工業薬品 | 具体例を記入 | |
| | | 5 | 環境衛生薬品 | | |
| | | 6 | 衛生材料 | 石鹼, 消毒用アルコール 等 | |
| 4 | 印刷類 | 1 | 謄写 | 孔版, タイプ謄写 等 | 注：撮影・デザインなど委託契約には物品の資格は必須ではありませんが、名簿を参考にすることがあります。 |
| | | 2 | オフセット | 平版, 写植, タイポオフ 等 | |
| | | 3 | 電子印刷 | エレファクス, ゼロックス 等 | |
| | | 4 | 活版 | 凸版 等 | |
| | | 5 | 製本 | | |
| | | 6 | 写真 | 青写真, 現像, マイクロ撮影したものの現像 | |
| | | 7 | その他 | 出版, 地図製作印刷, シール印刷 等 | |
| 5 | 燃料・油脂類 | 1 | 石油 | ガソリン, 灯油, 軽油, 重油 等 具体例を記入 | →揮発油販売業者登録通知書 石油販売業開始届出書（受付印の押印されたもの） 液化石油ガス（高圧ガス）販売業登録済証 |
| | | 2 | 石炭・木炭 | 具体例を記入 | |
| | | 3 | プロパン | プロパンガス, ブタンガス 等 具体例を記入 | |
| | | 4 | 諸油 | 潤滑油 等 具体例を記入 | |
| 6 | 機械器具類 | 1 | 理化学機器 | 分析機器, 実験機器 等 具体例を記入 | →医療機器販売業許可証, 届出済証 医療機器製造販売業許可証 医療機器修理業許可証 →特定計量器修理・販売事業届出書 （届出の必要な者）（受付印の押印されたもの） |
| | | 2 | 電気通信機器 | 家庭電器, エアコン 音響装置, 通信機器 等 具体例を記入 | |
| | | 3 | 工事産業機器 | 建設機械, 農業用機械, 工作機械 等 具体例を記入 | |
| | | 4 | 医療機器 | X線装置 等 具体例を記入 | |
| | | 5 | 精密機器 | 写真機, 顕微鏡, 映写機, フィルム 等 具体例を記入 | |
| | | 6 | 計測機器 | 体温計, 音響測定機器, 計測用機器, 気象用機器 等 具体例を記入 | |
| | | 7 | 厨房機器 | 調理台, 流し台 等 | |
| | | 8 | その他 | ミシン, ボイラー, ガス機器, 防災・福祉関係の機械 等 | |

5 営業種目表

| 大分類 | | 小分類 | | 品目例 | 許可・認可等が必要な物品の売買を希望する場合は、それを証するものの写しを添付すること（例示） ※事業所毎に許可が必要である場合は委任先のものを出すること | |
|-----|----------------------------|-----|---------------|---|---|---|
| 番号 | 種別 | 番号 | 種別 | | | |
| 7 | 工 事 用 材 料 | 1 | 鋼材 | 鋼材, 鋼管 等 | | |
| | | 2 | セメント等 | アスファルト, セメント, 石灰 ブロック 等 具体例を記入 | | |
| | | 3 | 砂利等 | 砂利, 砕石, 砂 等 具体例を記入 | | |
| | | 4 | その他 | 木材, 硝子, 塗料, バルブ 等 具体例を記入 | | |
| 8 | 船 車 船 輛 類 ・ | 1 | 車輛 | 自動車, 自動二輪車, 自転車 等 (部品・工具類含む) | →自動車分解整備事業認証書, 指定自動車整備事業指定書等が必要な 業務もあります。 | |
| | | 2 | 船舶 | 鋼船, 木船, ゴムボート 等 具体例を記入 | | |
| | | 3 | その他 | 航空機部品 等 | | |
| 9 | そ の 他 | 1 | 百貨 | 百貨 | | |
| | | 2 | 装飾品 | 時計, 貴金属, 宝石 | | |
| | | 3 | 書籍 | 法規, 地図, 刊行物 教材 (ビデオ・DVD含む) 等 種類が分かるように記入 | | |
| | | 4 | 運動・楽器 | スポーツ用品, 楽器, レジャー用品 等 以上に分類できない場合は 具体例を記入 | | |
| | | 5 | 金物・荒物 ・雑貨 | 金物, 雑貨, 食器, 大工道具 等 以上に分類できない場合は 具体例を記入 | | |
| | | 6 | 繊維 | 布団, テント, 作業服, 制服, 防災服 等 以上に分類できない場合は 具体例を記入 | | |
| | | 7 | 皮革・ 合成樹脂 | 靴, 靴, ゴム・プラスチック製品 等 具体例を記入 | | |
| | | 8 | 食料品 | 米, 野菜, 魚介, 畜産物, 缶詰 飲料水, 果物, 茶 等 具体例を記入 | | |
| | | 9 | 種苗・花木 | 種子, 苗木, 生花 等 | | →種苗業者届出書 |
| | | 10 | 動物 | 牛, 豚, モルモット 等 具体例を記入 | | (届出の必要な者)(受付印の押印されたもの) |
| | | 11 | 記念品 ・標識 | き章, カップ, 標識, 看板, 横断幕 等 以上に分類できない場合は 具体例を記入 | | →屋外広告業登録済証 |
| | | 12 | レンタル・ リース類 | 事務用機器, 機械器具類, プレハブ 等 具体例を記入 | | →医療機器賃貸業許可証, 届出済証 |
| | | 13 | その他 | 飼料, 肥料, 火薬, 銃, 模型, 茶道具, 一般高圧ガス, ミニハウス, 電気 等 | | →火薬類販売営業許可証 肥料販売業務開始届出書(受付印の押印されたもの) 小売電気事業者の登録済通知書 |
| 10 | 払 い 下 げ 品 類 | 1 | 金属買受 | | →金属くず取扱業届出済証 | |
| | | 2 | 自動車買受 | 自動車, 自動二輪, 自転車, 原付 等 | →古物商許可証 | |
| | | 3 | 紙製品買受 | | | |
| | | 4 | 古物買受 | ゴム, 事務機器類 等 具体例を記入 | →古物商許可証 | |
| | | 5 | 生産品買受 | 家具, 動物 等 具体例を記入 | →古物商許可証 ※払い下げ品類は, 営業所ごとに必要です。 | |

| | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|

入札参加資格審査申請書(物品)

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

受付印

提出日(又は発送日)を記入してください。

印
(実印)

① 申請者

| | | |
|--------|------------------|-----------|
| 郵便番号 | 700-8570 | 令和元年5月7日 |
| 所在地 | 岡山市北区内山下2-4-6 | |
| (フリガナ) | オカヤマエイビイシーショウジ | |
| 商号又は名称 | 岡山ABC商事 株式会社 | |
| 代表者役職名 | 代表取締役 | 印 (実印) |
| 代表者名 | 岡山 太郎 | |
| 電話番号 | (086) 224-2111 | |
| FAX番号 | (086) 224-2112 | |

岡山県が発注する物品の売買及び修理のために行う入札に参加する資格の審査を申請します。なお、この申請書の全ての記載事項及び添付書類については、事実と相違ないことを誓約します。

② 岡山県と契約する本店・支店・営業所等

(岡山県との契約の締結、代金の請求及び受領に使用する本店・支店名、所在地、使用印等)

| | | | |
|--------|-------------------|----------------------------------|---------|
| 郵便番号 | 710-8570 | 申請者(本店)が契約者となる場合は、“同上”と記入してください。 | |
| 所在地 | 倉敷市羽島1083 | | |
| 支店名等 | 岡山ABC商事 株式会社 倉敷支店 | 社印 | 使用印 ※必須 |
| 代表者役職名 | 支店長 | 社 印 | 使用印 |
| 代表者名 | 倉敷 次郎 | | |
| 電話番号 | (086) 434-7000 | | |
| FAX番号 | (086) 434-7002 | | |

実印を使用する場合も、もう一度押印してください。

③ 直前2年間の岡山県(本庁及び県事務所)及び他の官公庁との取引状況

| 【岡山県】 | 内容(物品名) | 納品日・期間 | 金額 | 契約の相手方 |
|---------|------------|----------------------|--------------|----------|
| 最高額のもの | ノート型パソコン一式 | H30.3.10 | 26,580,000 円 | 用度課 |
| 次高額のもの | プレハブリース | H29. 4. 1~H31. 3. 31 | 5,801,200 円 | 県立〇〇高等学校 |
| 【他の官公庁】 | 内容(物品名) | 納品日・期間 | 金額 | 契約の相手方 |
| 最高額のもの | ノート型パソコン一式 | H30.3.15 | 12,169,500 円 | 倉敷市 |
| 次高額のもの | 電子計算組織 | H29.12.15 | 8,150,400 円 | 広島県 |

(注) 次の機関は官公庁には含まない： 指定管理者、特別地方公共団体(事務組合・水道企業団等)、国立大学法人、公立大学法人、独立行政法人、財団法人、第三セクター、民間企業 等

④ 岡山県内の本店・支店・営業所等の有無(いずれかを○で囲む)

| | |
|-----|---|
| ○ 有 | 無 |
|-----|---|

※本店が岡山県内にある場合も「有」となります。

⑤ 外資状況

| | | |
|------------------------|-----------|-------------|
| | 国名(複数記入可) | 外国資本の比率(合計) |
| 外国法人(資本の一部が外国資本の法人を含む) | アメリカ | 35 % |

⑥ 業態区分(主な業態をひとつ○で囲む)

| | | | |
|-----|-----|--------|--------|
| 製造業 | 卸売業 | ○ 小売業 | 修理・販売業 |
| 賃貸業 | 買受け | その他() | |

| ⑦ 県と取引を希望する種別分類（営業種目表を参照） | | | | | | | 大分類の番号は、主要な物一つを○で囲んでください。 | |
|--|----------|--------|-----------|---------------------------------|--------------------------|---------------------|--|--|
| 大分類 | | 小分類 | | 左記小分類の 主な取扱品目例 | 付与店関係にある 主なメーカー名 | 付与店関係にある 主なメーカー名 | | |
| 番号 | 種別 | 番号 | 種別 | | | | | |
| 1 | 文具・事務用機器 | 1 | 文具 | 例 文具、ファイル等 | 例 （株）〇〇事務機 （株）〇〇〇 | | | |
| ① | 文具・事務用機器 | 2 | 事務用機器 | 例 パソコン、プリンター トナー、ソフトウェア 他 | 例 （株）〇〇〇〇 （株）△△△商事 | | | |
| 1 | 文具・事務用機器 | 3 | 机・イス | 例 机、椅子、ロッカー、整理棚 | 例 （株）〇〇事務機 （株）〇〇〇 | | | |
| 2 | 木工・家具類 | 1 | 家具類 | 例 机、椅子、衝立等 | 例 （株）〇〇事務機 （株）〇〇〇 | | | |
| 3 | 薬品類 | 6 | 衛生材料 | 例 石鹼、消毒用アルコール | 例 （株）〇〇 △△商事（株） | | | |
| 9 | その他 | 12 | レンタル・リース類 | 例 事務用機器、プレハブ等 | 例 （株）〇〇事務機 （株）〇〇〇 | | | |
| | | | | | | | 申請書に書ききれない場合は、 「⑦県と取引を希望する種別分類（別紙）」に記入してください。 | |
| ⑧ 直前事業年度の会計期間 | | | | 平成30年 4 月 1 日～平成31年 3 月 31 日 | | | | |
| ⑨ 売上高（直前事業年度の決算書による。但、消費税及び地方消費税額を除いたもの） | | | | | | | 付与点数 | |
| ※千円未満切り捨てて記入してください。 | | | | | | | 450,000 千円 | |
| ⑩ 自己資本額（直前事業年度の決算書の純資産の部の計） | | | | | | | 付与点数 | |
| ※千円未満切り捨てて記入してください。 | | | | | | | 325,100 千円 | |
| ⑪ 機械設備等の価額（直前決算時の残存価額） ※千円未満切り捨てて記入してください。 | | | | | | | 付与 | |
| 機械装置類 | | 車輛運搬具類 | | 工具・器具・備品類 | 左記合計 | | | |
| 250 千円 | | 25 千円 | | 30 千円 | 305 千円 | | | |
| ⑫ 流動比率（直前事業年度の決算書による） ※千円未満切り捨てて記入してください。 | | | | | | | 付与点数 | |
| 流動資産 | | 流動負債 | | 流動比率（流動資産÷流動負債×100%） | | | | |
| 156 千円 | | 123 千円 | | ※小数点以下切り捨てて記入してください。 126 % | | | | |
| ⑬ 常勤従業員等人数 | | | | | | | 付与 | |
| うち岡山県内勤務の従業員等の人数 | | | | | | | 20 人 | |
| うち障害者の人数 | | | | | | | 2 人 | |
| ⑭ 営業年数 | | | | | | | 付与 | |
| 創業（M, T, S, H 60）年（ 4 ）月 | | | | | | | 33 年以上 | |
| ⑮ 障害者雇用 | | | | | | | 付与 | |
| 雇用義務があり法定雇用率を達成している。 | | | | | | | ○ | |
| 雇用義務はないが常時雇用している。 | | | | | | | | |
| ⑯ 男女共同参画 | | | | | | | 付与 | |
| 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画策定届を提出している。 | | | | | | | ○ | |
| ⑰ 「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画策定届を提出している。 | | | | | | | 付与 | |
| ⑱ ISO9001の認証取得 | | | | | | | ○ | |
| ⑲ 環境基準等の達成状況 | | | | | | | 付与 | |
| ISO14001の認証取得 | | | | 重複しての加点はありません。 | | | | |
| エコアクション21の認証・登録 | | | | | | | | |
| ⑳ 岡山県内産品の概要（品名等） | | | | | | | 付与点数 | |
| 品名等 | | | | | | | 工場又は産地 | |
| | | | | | | | 総合付与点数 | |

※大分類の番号は主要な物一つを○で囲むこと

様式第6号

記載例

誓 約 書

このたび入札に参加するため、入札参加資格審査申請書を提出しましたが、申請書及び添付書類の記載事項は全て事実と相違ありません。

また、入札に参加することが決定した場合は、関係法令及び岡山県の諸規定を厳守し、誠実に履行することを誓約します。

もし、これらに違反した場合は、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札(条件付)参加資格者の資格審査要領(平成19年岡山県告示第306号)第9条若しくは第10条の規定により入札参加の停止や入札参加資格の取消しの措置、又は物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札(条件付)参加除外等要領に基づいて入札参加除外の措置を受けても異議のないことを誓約します。

令和元年5月7日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

申請者

住 所 岡山市北区内山下2-4-6
商号又は名称 岡山ABC商事株式会社
代表者の役職名 代表取締役
及び氏名 岡 山 太 郎

代表者
印
(実印)

(裏面と)両面コピーしてください。

様式第3号

記載例

委任状

申請される日を記入してください。

令和 元 年 5 月 7 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

申請者 住 所

岡山市北区内山下2-4-6

商号又は名称

岡山ABC商事株式会社

代表者の役職名

代表取締役

申請書の②岡山県と契約する本店・支店・営業所等と同じ様に記入してください。

岡 山 太 郎

代表者
印
(実印)

私こと都合により

受任者 事業所所在地

倉敷市羽島1083

商号又は名称

岡山ABC商事株式会社 倉敷支店

職 氏 名

支店長 倉敷 次郎 を

代理人と定め、令和元年 7 月 1 日から令和2年10月31日まで
岡山県との間に関し次の権限を委任します。

記

- 1 見積及び入札について
- 2 契約の締結について
- 3 保証金の納付並びに還付請求及び領収について
- 4 代金の請求及び受領について
- 5 契約に関する各種証明事項について
- 6 復代理人の選任について

役員等名簿

商号又は名称 岡山ABC商事株式会社

●登記事項証明書における「役員(社員)に関する事項」欄・「代理人等に関する事項」欄の掲載者全員(取締役・監査役・理事・社員等全て。ただし掲載者が法人である場合を除く。)及び「支配人の氏名及び住所」欄・「支配人に関する事項」欄へ掲載された支配人を全て記入して下さい。

| 役職名 | フリガナ 氏名 | 生年月日 | 住所 |
|---------|--------------------|-----------|-----------------|
| 1 代表取締役 | オカヤマ タロウ 岡山 太郎 | S33.1.1 | 岡山市北区内山下〇〇〇-〇 |
| 2 取締役 | オカヤマ イチロウ 岡山 一郎 | S38.4.5 | 岡山市中区国富〇〇〇-〇 |
| 3 取締役 | オカヤマ カズコ 岡山 和子 | S33.7.20 | 岡山市中区国富〇〇〇-〇 |
| 4 取締役 | オカヤマ ゴロウ 岡山 五郎 | S41.11.29 | 岡山市中区古京町〇〇〇-〇 |
| 5 監査役 | ツヤマ ヨシオ 津山 義男 | S44.9.13 | 岡山市中区土田〇〇〇-〇 |
| 6 社外取締役 | ヒロシマ ジロウ 広島 次郎 | S60.5.3 | 広島県広島市中区基町〇〇〇-〇 |
| 7 社外監査役 | ヤマグチ シロウ 山口 四郎 | S38.12.20 | 山口県柳井市柳井〇〇〇-〇 |
| 8 支配人 | クラシキ ジロウ 倉敷 次郎 | S36.12.31 | 倉敷市羽島〇〇〇-〇 |
| 9 | | | |
| 10 | | | |
| 11 | | | |
| 12 | | | |
| 13 | | | |
| 14 | | | |
| 15 | | | |
| 16 | | | |
| 17 | | | |

1枚で記載しきれない場合は、様式をコピーして記載してください。
その場合、各書面全ての最下欄において代表者・住所地・商号等の記載と実印押印が必要です、ご注意ください。

- 1 本役員等名簿に記載した者について、暴力団員等であるか否かについて岡山県が岡山県警察本部に照会することについて異議ありません。
- 2 虚偽の記載等を行った場合には、入札参加資格の取消し並びに契約の解除等がなされても異議ありません。

令和 元年 5月 7日

住 所 岡山市北区内山下2丁目4番地6号
(所在地)
商 号 岡山ABC商事株式会社
代表者職氏名 代表取締役 岡山 太郎

実印